

大阪府立大学・大阪市立大学に進学する学生・保護者の皆様へ ～ 大阪府の授業料等支援制度について ～



大阪府では、親の経済事情や家庭の個別事情によって、大阪の子どもたちが進学を諦めることなくチャレンジできるよう、大阪で子育てをしている世帯への支援として、国の高等教育の修学支援新制度（以下「国制度」といいます。）に大阪府独自の制度を加え、令和2年4月から大阪府立大学、大阪市立大学に入学する学生の授業料等の支援（減免）を行っています。

支援の対象となる主な要件等

1 学生等の要件

【令和3年度の対象者】

・府大、市大の学部・学域、大学院（修士、博士前期課程（市大法科大学院を含む））の1年（令和3年度入学生）及び2年（※1）

【留意事項】

※1 令和2年度入学生から学年進行で実施していますので、令和2年度以前に大学に入学した在学学生は支援対象となりません。

※2 留学生、長期履修学生は支援対象となりません。

※3 編入学生は、令和2年度入学生が編入年次と同学年となる令和4年度編入学生から支援対象となります。

2 府内在住要件

学生本人及びその生計維持者（原則、父母）が、入学日の3年以上前から引き続き大阪府内に住所を有していることが必要です。また、在学中に継続して支援を受けるためには、毎年度の基準日（4月1日）において、大阪府内に住所を有している必要があります。

3 大学等に入学するまでの期間等に関する要件

①府大・市大（学部・学域）

高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者（国制度と同様）

②府大・市大大学院（修士課程、博士前期課程）、市大法科大学院

大学等を卒業した後、引き続いて大学院に入学した者で、入学した年度の前年度末年齢が24歳までの者

4 家計の経済状況に関する要件

<収入に関する基準>

学生本人及びその生計維持者（原則、父母）のそれぞれについて、以下の算式により算出された額（減免額算定基準額）の合計額が、支援区分の基準に該当する場合に支援対象となります。

支援対象となる年収の目安として、家族4人世帯（生計維持者のうちどちらか一方が働き、本人、中学生の場合）、年収目安910万円未満までの世帯が支援対象となります。（「6.支援内容・イメージ」参照）

《算式》市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

<資産に関する基準（国制度と同様）>

学生本人と生計維持者の保有する資産の合計額が基準額未満であること。

5 学業成績等に関する要件

【入学時】

学業成績に関する要件はありませんが、申請時に学修計画書等の提出が必要です。

【在学中】

①府大・市大（学部・学域）

国制度と同様の学業成績に関する要件を満たす必要があります。

②府大・市大大学院（修士課程、博士前期課程）、市大法科大学院

標準修業年限での修了が困難と判断される場合や学修意欲が著しく低いと判断される場合は、支援を終了します。

6 支援内容・イメージ

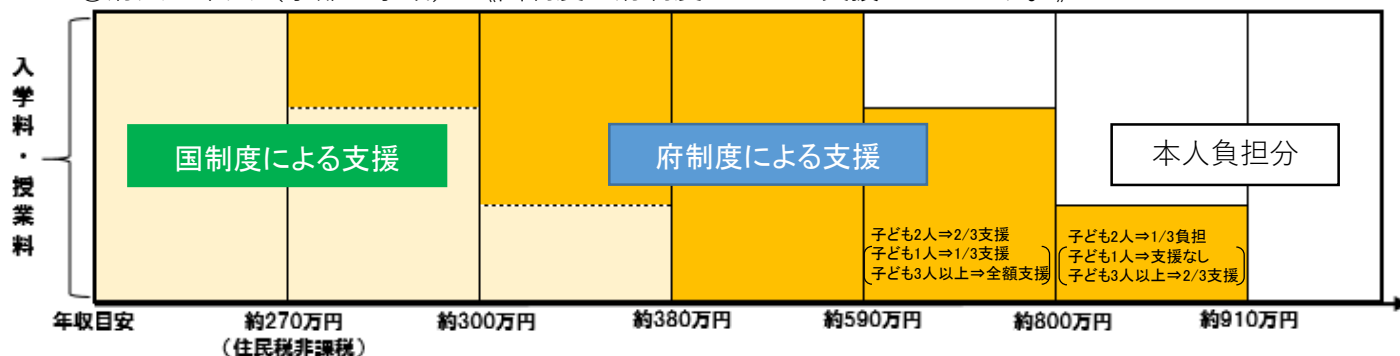
【授業料等支援額（入学料及び授業料）】

	府立大学	市立大学
入学料	282,000円	【市内】 222,000円 【府内】 282,000円
授業料	535,800円	535,800円

※ 家計の経済状況に関する要件に関する認定結果（支援区分）に基づき、対象支援額の①全額、②2/3、③1/3の減免を行います。

【支援イメージ】

①府大・市大（学部・学域） 《国制度に府制度を加えた支援となります。》



②府大・市大大学院 《府制度のみの支援となります。》



※ 上図は、保護者のうちどちらか一方が働き、本人、中学生の家族4人世帯の場合の目安であり、イメージです。

※ 590万円未満の世帯は無償となり、590万円以上910万円未満の世帯は、世帯年収や子どもの数に応じた支援となります。

7 申請手続きについて

- ① 申請手続きについては、入学後、在籍する大学へ申請書類等を提出いただきます。在籍する大学からの案内に沿って、申請期限内に必ず申請手続きを行ってください。
- ② 審査の結果、要件を満たさない場合は支援の対象となりません。また国制度と府制度において対象となる収入基準の範囲が異なるため、申請者の世帯収入に応じて、どちらか一方あるいは両方の制度に申請手続きを行うことが必要な場合もありますので、ご注意ください。

8 その他

府制度の各要件などの詳細については、大阪府のホームページをご確認ください。

【ホームページ：大阪府立大学・大阪市立大学・府大高専の授業料等支援制度について】
<http://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/musyo/index.html>

【（参考）文部科学省ホームページ：高等教育の修学支援新制度（国制度）】
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm



【申請手続きに関するお問合せ】
 在籍する大学の学生課にお問合せください。

【制度に関するお問合せ】
 府民文化総務課 大学・宗教法人グループ TEL：06-6210-9257